

〈ミニコラム〉

（株）グローバルダイニングのコロナ特措法違憲訴訟を考える

- 1) 3/22、飲食チェーン・（株）グローバルダイニング（GD）は、コロナ特措法に基づく時短要請に従わなかったとして施設使用制限命令を出した東京都に対し、1円×4日間×26店舗=104円の損害賠償を求めて、「コロナ禍、日本社会の理不尽を問う」、コロナ対策特措法違憲訴訟を提起した。本稿執筆時の5/21、東京・大阪等は3度目の緊急事態宣言下にあり、埼玉・千葉等はまん延防止等重点措置の実施区域にあるが、それぞれの意義と効果、その違い等を正確に理解している人は少ないはず。緊急事態条項を定めることの是非はともかく、憲法上「私権制限」は難しいが、「公共の福祉」のためなら一定の制限は可能だ。すると、コロナ感染防止のための私権制限はOK？コトはそれほど単純でない中、改正特措法に緊急事態宣言下で時短要請に応じない場合の罰則や「まん防」等の制度が創設された。TVでは連日各界の専門家やお笑い芸人にその「論点」を語らせているが、そのレベルの低さは目を覆うばかりだ。
- 2) 最初の緊急事態宣言下、大幅に人流が抑制された昨年に比べ、今年のGWはイマイチ。日本国民の忍耐力もボチボチ限界に？生活必需品とはナニ？野球・相撲はOKなのになぜ映画はダメ？そんな議論はもとより、一貫して「狙い撃ち」されている飲食店への休業・時短要請の不合理性は明白。酒類の提供禁止は論外で、路上飲みの増大がオチだ。まともな休業補償が出るなら夫婦二人の店は休業が得策。そんな声の一方、チェーン店の恨み節は？私ならそんなやり方に猛反発！営業を続けるぞ！
- 3) GDもそう考えたのだろう。5/18、時短要請に応じなかった23店舗に休業命令を下した東京都に対し、今回は処罰（最大30万円の過料）を覚悟の上で通常営業の継続を宣言！全面対決の第2ラウンドが始まった。誤解を恐れずに言えば、外出自

肅と人流抑制はあくまで要請。消毒・アクリル板・マスク等の感染防止対策の徹底が重要で、休業も時短も不要。酒類の提供禁止等の姑息な手段も無用。飲食店の倒産と失業者の増大という社会経済的損失の方が問題は大きい。そもそも、なぜ日本は“ウクチン敗戦国、になったの？「欲しがりません勝つまでは！」の復活も、「竹槍で突撃！」の命令もご免だ。欧米と2桁も違う、一日数千人の感染者に日本の医療はなぜ対応できないの？その問題点の究明が先だ。なぜその間に誰も切り込まないの？

4) 104円も、近く命じられる過料も少額だが、本訴訟が提起した論点は根源的。新選組まがいの都職員による見回り隊活動は一体ナニ？法律を改正し罰則を定めた以上違反は許さない、との考えもわかるが、東京都も日本国もコロナの根本問題の解決に精力を注入すべきだ。

2021年5月21日記